

般質問

市政を問う

定例会では、市政全般について議員から一般質問が行われます。今回は22人の議員が質問に立ち、41項目について行政の対応を質しました。掲載内容は、その要約です。 ※発言順に掲載

会議録の閲覧と検索

質疑や答弁などの詳細は、会議録で全文を確認出来ます。>第3回定例会の会議録は、図書館・市政図書室で閲覧出来ます。>会議録検索システムは、市議会のホームページで利用出来ます。

インターネット中継

本会議および常任・特別委員会の様子を市議会のホームページからご覧ください。>生中継は会議当日のみ。>録画中継は、会議当日の4日後(土曜・日曜日、祝日を除く)から。>スマートフォンやタブレット端末からでもご覧いただけます。

秋山 薫

(チームひの)

どの検討を進め、来年度の計画策定を目指します。

峯岸 弘行

(公明党)

対策について ワクチン接種の有用性を問う。

市・職員の意識(仕事への取組姿勢(ホーレン・ソウ)について再度問う

小集団活動の実施に向けた検討を問う。

日野市内部統制基本方針に基づく業務の品質向上、改善に向けた取り組みの一環として、リスク分析の実施、検証を行う中で、小集団活動の調査研究も行います。

Pay Payによる市内消費喚起事業を問う。

前回比で決済額が約2億円増加し、中小企業支援につながったと考え

三沢の防空壕跡地の安全対策を問う。

国 予算を前提に危険度の高い箇所を優先して埋め戻しを実施します。

市内の大規模盛土造成地の決定過程を問う。

都が平成21年度に市内の調査を行い、谷埋め型5か所、腹付型が3か所抽出されています。

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分岐登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

学習用端末と遠隔ソフトの使い方を指導する

市内の盛土造成地について

分散登校におけるICT活用状況を問う。

馬場 賢司

(公明党)

ボードについて 今後のスケートボードの振興について問う。

学校の感染防止対策などコロナ禍での教育行政について

学校現場での感染防止対策について問う。

管理衛生マニュアルに示された感染予防、感染拡大防止策を徹底し、感染への不安軽減、努め、教育活動を進めます。

日野市でのスケートボードについて

今後のスケートボードの振興について問う。

市民が安全にスケートボードと接する機会

日野駅へのホームドア設置と黒川踏切拡幅について

ホームドア設置の早期実施について問う。

新たなホーム延長部の安全面での課題もあり、早期実現に向けて、JR東日本へ対し要望します。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

越水心配がない計画画を確保した堤防の建設、安全に通行できる道路、桜並木などの環境整備にいて、住民の皆様にご理解をいただきます。

今後の浅川堤防高のかさげ工事計画を問う。

奥住 匡人

(自由民主党)

心な響つしに向けて 幹線市道Ⅱ-3号線道路改良事業の進捗状況を問う。

第五幼稚園跡地並びに近隣の児童施設今後について

跡地利用について市の考えを問う。

大部分の敷地は、周辺の子ども・子育て教育に関連する機能の維持向上に資するよう、確保すべきと考えます。

落川地域での安全安心な啓発活動を進める。

接種に関する情報を全ての希望者に届けることが重要と考え、広報やLINEなどさまざまな手段で発信をしています。

旧たかはた保育園の機能移転に関する行政の対応について

建物躯体の補助額の増額について問う。

内装工事に適用する補助要綱が変更となったため、増額となったと認識しています。

部活動改革プロジェクトについて問う。

今年度は、休日における部活動の段階的な地域移行をテーマとして、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に対し、研究を進めます。

医療的ケア児支援法のポイントについて問う。

支援対象者の生活実態に応じ、医療、保健、福祉、教育などが連携のもとに切れ目なく行われることが定められました。

子ども医療、教育の安全安心な取組を進めていく。

災害級コロナ禍から市民を守るために

在宅で高齢者を介護する家族などが感染した場合の支援策を問う。

要介護高齢者が緊急一時的に利用できる病床の確保など、支援体制の強化を進めています。

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

保護者、子ども自身の支援に効果的役割を果たす仕組みをつくりま

白井 菜穂子

(チームひの)

ラスチックごみ削減に向けた啓発を行っています。

プラスチック類資源化施設の今後を問う。

プラスチック製品の製造販売や再商品化など、資源化の取り組みに注視し先進的な自治体であり続けることを目指します。

第3次日野市環境基本計画について問う。

前計画からの課題を整理し、市民や市民団体の意見聴取などプロセスを大事にしながら実効性のある計画を策定します。

ゼロカーボンシティ(へーごみは脱プラ・資源化を市民と共に加速しよう)

プラスチック・スマートフォンなどの取組について問う。

市民対応は多様で複雑化しているため、職員の研修内容は社会状況の変化に合わせて見直しています。また、職員からの相談窓口やカウンセリング体制も整えています。

テレワークの導入について問う。

保護猫を里親に譲渡することを条件に、その間に生じた餌代、消耗品を都が補助する事業で、市では、令和4年度からの活用を検討しています。

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

飼いのいない猫等に対する日野市の進捗状況

令和2年度 政務活動費について

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、会派に対し、会派の所属議員数に月額4万5千円を乗じて得た額を交付しています。令和2年度に交付された政務活動費の支出状況について、下表のとおり報告します。

令和2年度 政務活動費会派別費目別支出内訳											
会派名			自由民主党 日野市議団			公明党			日本共産党 日野市議団		
所属する議員名			鈴木洋子 奥住匡志 古賀壮志 和田野正人 池田利恵			大家智和 峯岸弘行 窪田知子 馬場賢司 田原 茂			森沢美和子 白井菜穂子 島谷広則 薫		
			金額(円)	率	金額(円)	率	金額(円)	率	金額(円)	率	金額(円)
費 目			2,790,000	0.0%	2,700,000	0.0%	2,250,000	0.0%	2,160,000	0.0%	540,000
交 付 額			2,790,000	0.0%	2,700,000	0.0%	2,250,000	0.0%	2,160,000	0.0%	540,000
調査研究費			1,115,428	41.6%	1,277,734	47.4%	191,123	20.6%	821,941	50.0%	6,941
研修費			135,000	5.0%	55,820	2.1%	18,000	1.9%	2,400	0.1%	2,500
広報費			1,072,513	40.0%	496,851	18.4%	363,993	39.2%	763,472	46.4%	179,905
広 報 費			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
要請・陳情活動費			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
会議費			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
資料作成費			64,971	2.4%	261,292	9.7%	29,665	3.2%	32,467	6.0%	93,626
資料購入費			17,684	0.7%	602,578	22.4%	161,978	17.5%	56,400	3.4%	15,780
人 件 費			278,600	10.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	439,890
事務所費			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計			2,684,196	100%	2,694,275	100%	928,029	100%	1,644,213	100%	656,732
返 還 額			105,804		5,725		1,321,971		515,787		0

※所属する議員名は、令和2年度時点の所属です。 ※率は各費目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

政府等へ意見書

第3回定例会で可決された意見書は1件で、関係各機関に送付しました。要旨は次のとおりです。 全文は、市議会ホームページに掲載

新型コロナウイルス感染症まん延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。 自治体では、コロナ禍の対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られています。 ほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設などの老朽化対策など、将来にわたる増加する財政需要を見合う財源が求められ、その確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

国においては令和4年度地方税制改正に向け、各事項を確実に実現されるよう強く要望します。 ①令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回るような実質的に同水準を確保することされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性、革新的な実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものである。 ③令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとする。 ④炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その

一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分されるべきこと。 ②固定資産税の制度根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、